

佐波川の未来を考える学識懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「佐波川の未来を考える学識懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

（目的及び設置）

第2条 本懇談会は、「佐波川水系河川整備計画（案）」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

- 2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。
- 3 委員の任期は、原則として「佐波川水系河川整備計画」策定までとする。

（会議）

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故あるときは、当該懇談会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 懇談会は、委員長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て行うものとする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成 19 年 6 月 20 日より施行する。

(別 紙)

佐波川の未来を考える学識懇談会 委員名簿

氏 名	職 名 (専 門 分 野)
さかい はるみ 酒井 治己	水産大学校 教授 (魚 類)
たきもと こういち 瀧本 浩一	山口大学 准教授 (河川工学)
なかにし ひろし 中西 弘	山口大学 名誉教授 (水 質)
にしやま そういち 西山 壯一	山口大学 教授 (水 利)
はだの けさよし 羽田野 袈裟義	山口大学 教授 (河川工学)
わきさか のぶひさ 脇坂 宣尚	宇部フロンティア大学 短期大学部 名誉教授 (自然環境)

(敬称略 五十音順)